

国民健康保険魚沼市立小出病院処方調剤監査システム購入 仕様書

1. 構成機器及び数量

処方調剤監査システム 1台

PC 1台

バーコードスキャナー 1本

電子天秤 1台

(詳細は「6. 調達機器構成表」のとおり)

2. 設置場所

国民健康保険魚沼市立小出病院 (以下「小出病院」という。) 外来棟 2階 薬剤科

3. 納入期間

令和7年3月31日まで

4. 処方調剤監査システムに関する性能、機能などに関する要件

下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

4 - 1 処方調剤監査システムについて、以下の要件を満たすこと。

- 4 - 1 - 1 バーコードで「薬品の種類」、重量で「数量」をチェックできる対象薬品種の多い監査システムであること。
- 4 - 1 - 2 監査対象薬剤は、錠剤、散薬、水剤、外用薬、注射薬などであること。
- 4 - 1 - 3 監査利用として、PTPシートや外用薬等の最終監査、散薬監査、錠剤カセット充填監査、注射薬・製剤時の監査の4つの形態に対応できること。
- 4 - 1 - 4 錠剤、PTPシート薬、包装品散薬、軟膏チューブ薬、外用薬の重量をマスターに登録することで数量のチェック、記録、監査に対応できること。
- 4 - 1 - 5 処方調剤監査システムは、調剤監査台に設置し、最終監査として利用できること。
- 4 - 1 - 6 処方情報の取り込みは、上位システム連携又は処方箋QRコードスキャンできること。
- 4 - 1 - 7 全ての利用形態で電子天秤を接続せずに薬品名の照合のみで運用できること。
- 4 - 1 - 8 薬品の区分ごとに数量監査や薬品名の照合のみなどを切り分けての設定できること。
- 4 - 1 - 9 PCに搭載の液晶モニターは、9インチ以上のTFT LEDバックライト液晶、タッチパネル式であること。
- 4 - 1 - 10 調剤空間の省スペース化に役立つよう機器本体自体にプリンターを内蔵してい

ること。

- 4 - 1 - 11 PCに内蔵の搭載プリンターは、レシートタイプで80mm感熱紙が利用でき、オートカッター付きであること。
- 4 - 1 - 12 液晶モニター・プリンター搭載の制御PCの外形寸法は、W225mm×D200mm×H435mm程度の大きさであること。
- 4 - 1 - 13 バーコードスキャナーは、高性能レーザータイプバーコードスキャナーであること。
- 4 - 1 - 14 バーコードスキャナーは、GS1 データバーを読み取れること。
- 4 - 1 - 15 電子天秤の測定範囲は、0.2g～600g であること。

5. 性能・機能以外の要件

- 5 - 1 上記のほか、「7. 納入等に関する諸要件」に基づき対応すること。
- 5 - 2 調剤支援システムとの接続も応札価格に含めること。

6. 調達機器構成表

No.	調達物品名	数量	備考
	処方調剤監査システム	1 式	
	【内訳】		
1	処方調剤監査システム	1 台	
2	PC (プリンタ内蔵)	1 台	
3	バーコードスキャナー (本体内蔵)	1 本	
4	電子天秤	1 台	

7. 納入等に関する諸要件

7 - 1 納入要件

- 7 - 1 - 1 機器及び付属品は、入札時点で製品化されていること。
- 7 - 1 - 2 納入・設置までに機器の仕様変更等がある場合は、その情報を発注者へ提供し、協議のうえ、最新の仕様で引き渡すこと。
- 7 - 1 - 3 発注者と協議のうえ、適切な地震対策を施すこと。
- 7 - 1 - 4 機器設置において、所轄保健所等関係諸官庁への申請・届出・協議の必要がある場合は、使用開始時期を見極め一連の諸検査・手続き全般の作業を行うこと。また、その費用は、応札価格に含むこと。

- 7 - 1 - 5 機器搬入時、必要に応じて搬入経路の壁・床・天井面の養生を施すこと。また、別途指示のあった場合は、その指示に従うこと。
- 7 - 1 - 6 機器搬入等に要する光熱水費等の負担については、発注者と協議すること。
- 7 - 1 - 7 機器搬入及び据付工事等で、過って小出病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、自己の負担において修復すること。
- 7 - 1 - 8 納入・設置についての費用は、応札価格に含めること。

7 - 2 医療情報システムとの接続

- 7 - 2 - 1 当機器と情報システムとの接続が必要な場合は、当機器側のシステムとの接続に要する費用については、発注者と協議のうえ受注者負担とする。また、情報コンセント接続用の LAN パッチケーブルや無線基地局装置等は受注者が用意することとし、ケーブルの色、無線 LAN の設定及びネットワーク接続に必要な設定情報等は、発注者と協議しその指示に従うこと。
- 7 - 2 - 2 上記システムと接続するパソコンなどに関しては、ウイルス・セキュリティ対策を行うこと。なお、上記システムで使用する指定のウイルス対策ソフト又はそれと同等以上のものを導入することとし、導入に当たっては発注者と協議し、その指示に従うこと。
- 7 - 2 - 3 当機器と上記システムとの接続を行う場合は、受注者は、小出病院で行う総合リハーサルに立ち会い、上記システムとの連携稼働を確認し、必要に応じ修正・改善作業を行ったうえで支障なく稼働させること。

7 - 3 保守点検体制

- 7 - 3 - 1 機器・付属品等の保証期間は検収後 1 年とし、保証期間内の点検・調整等は無償で行うこと。なお、期間終了前の点検・調整は必須とすること。
- 7 - 3 - 2 必要な消耗品及び故障等の部品について、安定供給が確保されていること。
- 7 - 3 - 3 必要な消耗品、部品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- 7 - 3 - 4 新潟県内にメンテナンス拠点をもち、メンテナンスサービス員が常駐していること。また、故障等の障害時にはメンテナンスサービス員が現場に到着し、修理・点検が行える体制を基本とすること。また、持帰り修理や、修理に時間を要する場合等は、必要に応じて代替機を準備すること。

7 - 4 教育体制

- 7 - 4 - 1 取扱説明書は日本語とし、発注者が要求する部数を用意すること。
- 7 - 4 - 2 小出病院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、安定・安全稼働に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。
- 7 - 4 - 3 小出病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、上記「7 - 4 - 2」が十分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。
- 7 - 4 - 4 機器稼働後一定期間は、発注者の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、小出病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。な

お、期間は小出病院と協議すること。

- 7 - 4 - 5 安定運用となった後においても、発注者から機器使用指導等の依頼があった場合は、速やかに応じること。

7 - 5 その他

- 7 - 5 - 1 本仕様書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、発注者と協議し解決にあたること。
- 7 - 5 - 2 本仕様書に記載なき事項で発注者から追加要請があった場合は、発注者と協議し検討のうえ、対応すること。
- 7 - 5 - 3 受注者は、後日別途定める様式により、履行届、納入物品金額内訳書及び納入物品写真を提出すること。